

岩手沿岸南部広域環境組合議会会議録

令和 6 年 1 1 月定例会

第 3 号

岩手沿岸南部広域環境組合事務局

令和6年11月26日火曜日

議事日程 第1号

令和6年11月26日(火) 定例会

午前11時会議を開く

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議長の報告
- 第4 管理者の報告
- 第5 認定第1号 令和5年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算
- 第6 議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第7 議議案第1号 岩手沿岸南部広域環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

以上

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名…………… 4
 - 第2 会期の決定…………… 4
 - 第3 議長の報告…………… 4
 - 第4 管理者の報告…………… 4
 - 第5 認定第1号…………… 5
 - 第6 議案第6号…………… 7
 - 第7 議議案第1号…………… 8
-

出席議員（12名）

議長	船	砥	英	久	君
副議長	中	野	貴	徳	君
1番	臼	澤	良	一	君
2番	菊	地	広	隆	君
3番	岡	澤		駿	君
5番	林	崎	幸	正	君
6番	東	梅	康	悦	君
7番	三	浦	一	泰	君
8番	菊	池		孝	君
9番	菊	池	秀	明	君
10番	熊	谷	昭	浩	君
11番	菅	野	広	紀	君

欠席議員（1名）

4番	木	村	聡	君
----	---	---	---	---

説明のため出席した者

管理者	小	野		共	君
副管理者	淵	上		清	君
副管理者	平	野	公	三	君
副管理者	神	田	謙	一	君
事務局長	和	賀	利	典	君
事務局次長	新	沼	裕	一	君
会計管理者	三	浦		薫	君
監査委員	菊	池	信	男	君
監査委員事務局長	黒	澤	卓	也	君

事務局出席者

幹	事	二	本	松	史	敏
幹	事	鈴	木	康	代	
幹	事	村	上	幸	司	
幹	事	鈴	木	絹	子	
書	記	尾	形	良	一	
書	記	藤	井	典	身	

【開会】

○議長（船砥 英久君） 本日の出席議員は、12 名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、欠席の届け出は 4 番、木村 聡 君の 1 名であります。

ただいまから、令和 6 年 11 月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元の議事日程第 1 号により進めます。

【日程第 1 会議録署名議員の指名】

○議長（船砥 英久君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則第 70 条の規定により、議長において 5 番、林崎 幸正 君、6 番、東梅 康悦 君の両名を指名いたします。

【日程第 2 会期の決定】

○議長（船砥 英久君） 日程第 2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日間とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（船砥 英久君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日間とすることに決定いたしました。

【日程第 3 議長の報告】

○議長（船砥 英久君） 日程第 3、議長の報告であります。

今次、定例会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、認定第 1 号及び議案第 6 号の 2 件の送付があり、また、併せて、議員発議による議案 1 件の提出がありましたので、ご報告いたします。

次に、管理者から、岩手沿岸南部広域環境組合情報公開条例第 16 条及び岩手沿岸南部広域環境組合情報公開条例施行規則第 8 条の規定に基づく、令和 5 年度岩手沿岸南部広域環境組合情報公開制度運用状況について、報告がありました。

次に、監査委員から、地方自治法第 199 条第 9 項及び同法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく定期監査及び例月現金出納検査の結果報告がありました。

内容はお手元の写しのとおりでありますので、ご了承願います。

以上で議長の報告を終わります。

【日程第 4 管理者の報告】

○議長（船砥 英久君） 日程第 4、管理者の報告であります。

管理者、登壇願います。

[管理者 小野共君登壇]

○**管理者（小野 共君）** 令和6年11月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会の開催に当たり、岩手沿岸南部クリーンセンターの状況等につきまして、ご報告をさせていただきます。

岩手沿岸南部クリーンセンターへのごみの搬入量につきましては、本年度9月末時点におきまして、1万3,345トンであり、前年度同期と比較して98.1%の量となっており、減少の要因といたしましては、人口減少に加え、先行き不透明な社会経済情勢や暑い日が続いた異常気象も要因の一つとなっているものと推測致しますところであります。

本年度9月末時点におきますマテリアル及びサーマルリサイクルの状況につきましては、マテリアルリサイクルのスラグが、1,106トン、メタルが240トン排出され、建設資材等に再資源化されているところでございます。また、サーマルリサイクルのごみ発電であります。発電電力量で約589万キロワットアワー、そのうち施設で使用致しました電力量を除きます委託事業者による電力会社への売電量は、約188万キロワットアワーとなっているところでございます。

環境対策につきましては、排ガス処理等に万全を期した上で操業しておりまして、その環境測定値は基準値を大きく下回っているところであります。また、放射性物質関係の測定結果につきましても基準値以下でありまして、いずれも良好な状況で推移しており、これらの環境測定結果につきましては、当組合のホームページにおきまして公表し、地域住民の皆様の不安の払拭に努めておるところでございます。

さらに、多くの方々に環境問題につきまして関心を持っていただく機会を提供することを目的といたしまして、施設見学等を積極的に受け入れておりまして、本年度も管内の小学校を対象として9月末までに16件、342名の施設見学を受け入れ、そして対応しているところであります。

当クリーンセンターにおきましては、効率的なごみ処理の促進、資源の有効活用等に努めておりまして、引き続き、沿岸南部地域の循環型社会の構築と安心安全な地域生活の向上に向けた取組を推進するものであります。

また、報告とは別に、本日の定例会におきましては、「令和5年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算」を含め、2件についてご提案をしておりますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。私からのご報告とさせていただきます。

○**議長（船砥 英久君）** 以上で管理者の報告を終わります。

【日程第5 認定第1号】

○**議長（船砥 英久君）** 日程第5、認定第1号、令和5年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○**事務局長（和賀 利典君）** 議長。

○**議長（船砥 英久君）** 事務局長。

[事務局長 和賀利典君登壇]

○事務局長(和賀 利典君) ただいま議題に供されました、認定第1号、令和5年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、別冊となっております、令和5年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算書の1ページから2ページをご覧ください。

令和5年度は、組合会計の最終予算額が、15億860万3,000円となり、これに対する決算額は、収入済額、15億995万5,854円となったところでございます。

次に、3ページから4ページをご覧ください。

支出済額は、14億9,205万7,587円となり、歳入歳出差引額、1,789万8,267円を、令和6年度に繰り越したところでございます。

次に、歳入歳出の内訳についてであります。事項別明細書の5ページから6ページをお開き願います。

第1款、分担金及び負担金は、13億9,889万円で、均等割10%と、利用割又は人口割90%により算出した額による負担金であります。

第2款、使用料及び手数料は、1億135万700円で、釜石市、大船渡市及び大槌町から直接搬入されるごみ処理手数料であります。

第5款、財産収入は、3,300円で、財政調整基金運用収入であります。

第7款、繰越金は、954万1,659円で、令和4年度からの繰越金であります。

第8款、諸収入は、17万195円で、7ページから8ページをお開き願います。預金利子が、2,539円、スラグ・メタルの売払収入が、3万1,696円、羽毛布団の売払収入が3,960円、東京電力福島原発事故損害賠償金が、13万2,000円であります。

次に、歳出につきまして、款別に今次決算の特徴的な事項をご説明申し上げます。

9ページから10ページをご覧ください。

第1款、議会費は、65万2,338円で、主な支出区分といたしましては、議員報酬及び旅費であります。

第2款、総務費は、5,574万5,820円で、主な支出区分といたしましては、報酬、給料、職員手当等、及び、共済費を合わせた人件費が、4,669万1,356円、11ページから12ページをお開き願います。財政調整基金積立金が、557万7,214円あります。

第3款、衛生費は、9億5,056万2,843円で、主な支出区分といたしましては、通常ごみを処理する施設の運営維持管理委託料が、8億6,278万2,908円で、中継運搬委託料が、5,888万800円あります。衛生費は、前年度と比較いたしまして、7,524万6,996円の減となったところでございます。

13ページから14ページをお開き願います。

第4款、公債費は、4億8,509万6,586円で、平成20年度から平成22年度組合債借入分の元金及び利子償還金であります。こちらは、前年度と同額であります。

また、令和5年度における主要事業の実施結果は、別冊の「令和5年度 主要な施策の成果に関する説明書」を、決算に対する監査委員の審査は、「令和5年度 岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算審査意見書」を、ご参照願います。

以上、認定第1号につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すもので、同法第96条第1項第3号の規定により提案するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（船砥 英久君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船砥 英久君） 以上で質疑を終わります。これより認定第1号を採決いたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（船砥 英久君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

【日程第6 議案第6号】

○議長（船砥 英久君） 日程第6、議案第6号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○事務局長（和賀 利典君） 議長。

○議長（船砥 英久君） 事務局長。

[事務局長 和賀利典君登壇]

○事務局長（和賀 利典君） ただいま議題に供されました、議案第6号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページから4ページまでをご覧ください。

提案理由であります、刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布され、一部の規定を除き、令和7年6月1日から施行されることに伴い、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例をはじめとする関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、条例の内容につきましてご説明させていただきます。

1ページ、2ページの第1条は、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例でございます。第29条から第30条までに規定する禁錮という規定を、改正後は拘禁刑と改めるものでございます。

2ページの第2条は、岩手沿岸南部広域環境組合情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会条例でございます。第19条に規定する懲役という規定を、改正後は拘禁刑と改めるものでございます。

3ページの第3条は、岩手沿岸南部広域環境組合個人情報の保護に関する条例でございます。附則に規定する懲役という規定を、改正後は拘禁刑と改めるものでございます。

最後に附則でございます。

第1条、施行期日につきましては、令和7年6月1日から施行しようとするものです。

第2条から第3条につきましては、本条例の施行日前、または施行日後に行った行為に対する罰則等の適用につきましてそれぞれ定めるものでございます。

以上、議案第6号につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、提案するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（船砥 英久君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船砥 英久君） 以上で質疑を終わります。これより議案第6号を採決いたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（船砥 英久君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

【日程第7 議議案第1号】

○議長（船砥 英久君） 日程第7、議議案第1号、岩手沿岸南部広域環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例、を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○議員（菊池 秀明君） 議長、9番、菊池秀明。

○議長（船砥 英久君） 9番、菊池秀明君。

[9番 菊池秀明登壇]

○議員（菊池 秀明君） ただいま議題に供されました、議議案第1号、岩手沿岸南部広域環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議員提出議案書の1ページをお開き願います。

この議議案第1号につきましては、地方自治法第112条及び岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

提案理由であります、刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布され、一部の規定を除き、令和7年6月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたことから提案するものであります。

次に、条例の内容についてご説明いたしますので、2ページをお開き願います。

岩手沿岸南部広域環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例であります。表の改正前、改正後をご覧ください。第53条から第55条までに規定する懲役という規定を、改正後は拘禁刑と改める改定でございます。

次に、附則であります、この条例は、令和7年6月1日から施行する、とするものであります。なお、附則第2条の経過措置といたしまして、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるとしています。

以上、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（船砥 英久君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船砥 英久君） 以上で質疑を終わります。これより議議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（船砥 英久君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

【閉会】

○議長（船砥 英久君） 以上で、本定例会に付議されました議案の全部を議了いたしました。

これをもちまして、令和6年11月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前11時22分閉会

岩手沿岸南部広域環境組合議会議長

船 砥 英 久

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員

林 崎 幸 正

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員

東 梅 康 悦